

就業範囲の指定について (抜粋)

平成11年6月11日 海職第284号の2
一部改正 平成19年6月14日 国海資第43号

就業範囲の指定に関する通達

船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の規定に基づき、STCW条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書（以下「締約国資格証明書」という。）を受有する者は、国土交通大臣の承認を受けて船舶職員になることができることとなっている。

国土交通大臣は、当該承認をする際には、承認を申請する者が受有する締約国資格証明書で乗り組むことができるとされている船舶及びその船舶において行うことができることとされている職務の範囲内で、船舶職員として乗り組むことができる船舶及び船舶における職の範囲を指定することとされている。

承認に当たっての就業範囲の指定は、承認証上の記載によって行うこととなるが、具体的運用は次のとおりとする。

なお、承認を受けた者の配乗は国際船舶であって海外に貸渡したものに限定することとされており、その旨雇入契約の届出の際に確認することとしている。

1 対象船舶

国際航海に従事する日本船舶 (Japanese registered ships engaged on international voyage only)

2 就業範囲

指定を受けようとする者が受有する資格に対応して、船長、一～三等航海士、機関長、一～三等機関士の8種類の就業範囲を指定するものとする。締約国の資格に対応した就業範囲は次のとおりとする。

(1) 甲板部

締約国資格証明書の資格		就業範囲
MM(Master Mariner)	船長	船長 一等航海士 二等航海士 三等航海士
CM(Chief Mate)	一等航海士	一等航海士 二等航海士 三等航海士
2 M(Second Mate)	二等航海士	二等航海士 三等航海士
3 M(Third Mate)	三等航海士	三等航海士

(2) 機関部

締約国資格証明書の種類		就業範囲
C M E (Chief Marine Engineer)	機関長	機関長 一等機関士 二等機関士 三等機関士
2 M E (Second Marine Engineer)	一等機関士	一等機関士 二等機関士 三等機関士
3 M E (Third Marine Engineer)	二等機関士	二等機関士 三等機関士
4 M E (Fourth Marine Engineer)	三等機関士	三等機関士